

○泉佐野市田尻町清掃施設組合公告式条例

昭和 40 年 7 月 26 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合の掲示板並びに泉佐野市役所及び田尻町役場の掲示場に掲示して行う。

(規則についての準用)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨前文年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項にこれを準用する。

(その他の公布公表)

第 5 条 第 2 条及び前条の規定は、組合の機関の定める規則及び規程、その他で公布又は、公表を要するものにこれを準用する。この場合において「管理者」とあるものは、「当該機関又は、当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

第 6 条 規則及び組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 1 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 5 号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)